



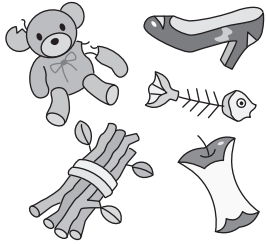
資源とごみの出し方

| | | | |
|-------------|---|-----|---|
| 缶 | お菓子の缶、海苔の缶や缶のふたは出せます。ペットフードの缶は出せません。スチールかアルミかで迷った場合はスチール缶へ出してください。 | びん | 再利用びんが割れたり、ヒビが入った場合は、再利用びん以外のびんに色別で出してください。 |
| ペットボトル | リサイクルできるペットボトルには、ラベル部分かボトルの底にマーク  が付いています。 | 紙類 | 新聞と広告は分けて、広告は雑誌と一緒にしてください。ダンボールは断面が三層構造のものです。金属、油紙やセロハン等は取り除いてください。 |
| プラスチック製容器包装 | プラマーク  のついている容器や包装、発泡スチロール、トレイ等が対象です。汚れが落ちないものやプラスチック製品は、可燃ごみで出してください。 | 古着類 | 泥、油、ペンキで汚れたもの、掛け布団、敷き布団、会社の制服・ユニフォーム、靴下、スリッパや帽子等は対象となりません。 |

可燃ごみ

ごみを各家庭で燃やすことは禁止されています。

- 水分のあるものはよく水切りをしてください。
- 庭木の剪定枝等は太さが3cm以下のもので袋に入る長さのものであれば出せます。
- 布団、じゅうたんやカーペット等は30cmぐらいに細かく切れば出せます。
- 紙おむつの汚物は取り除いてください。
- 生ごみはボカシ、コンポストや生ごみ処理機等で堆肥化すればごみ減量に大きく貢献します。
- 靴やカバン等の金具は不燃ごみ金物類で出してください。



- 農薬などの化学薬品をほかのごみに混ぜないでください。
- スプレー缶やカセットボンベは中身を使い切ってから出してください。
- くぎ、かみそりや割れたガラス等危険なものは新聞紙に包んでください。
- プラスチックの塊や大きなものは不燃ごみ金物類で出してください。(まな板やポリタンク等)
- 袋に入らないものは粗大ごみシールを貼って出してください。



粗大ごみ

- 同一品目を束ねて出す場合は、本人が1人で持てる程度に束ねてください(30kgが限度)。
- 単品で出す場合は、単品ごと1単位とします。
- シールを貼ることができないものは、エフとしてぶら下げてください。

粗大ごみの戸別収集(申込み制)

- 一番長いところが150cmを超え、230cmまでのものは毎週水曜日に収集します。(祝日及び年末年始等役場閉庁日を除く)
- ①役場住民環境課へ電話又は直接窓口で申込みをしてください。(受付時間: 毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。祝日及び年末年始等役場閉庁日を除く)
- ②申込みは収集日の一週間前までにお願いします。
- ③申込み時に 住所、名前、電話番号、粗大ごみの品目及び個数を教えてください。
- ④粗大ごみシールを貼って収集日当日朝8時30分までに自宅の玄関先に出してください。集合住宅の場合は原則1階入り口付近へ出してください。

特定ごみ

- 処理困難物の一部は、「特定ごみ」として処理できます。町の一般廃棄物収集許可業者(「その他」欄参照)へ直接持ち込む方式になりますので、詳しくは住民環境課又は一般廃棄物収集許可業者にお問い合わせください。「特定ごみ」は石臼、耐火金庫などです。

その他

事業活動(商売等)に伴って出るごみ

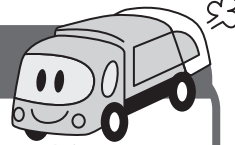
- 商店、飲食店や事業所から出るごみは町では収集しません。
- 町の許可を受けた収集業者へ依頼するか、直接ささゆりクリーンパーク(産業廃棄物を出せません)へ指定の事業系ごみ袋を使用して搬入してください。

家庭から出る一時多量ごみ

- 引越し等により多量に出るごみや建築廃材等はごみの集積場へ出さないでください。
- 町の許可を受けた収集業者へ依頼してください。

一般廃棄物収集許可業者(町の許可を受けた収集業者)

・(株)橋本 電話0574-63-1111・小森産業(株) 電話0574-54-1283

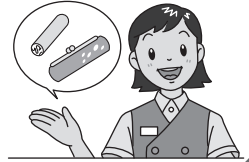


問合せ先 御高町役場 住民環境課 環境整備係 電話 0574-67-2111

表は「各地区のごみ・資源物収集日程と分別品目」です。

ガレキ・陶磁器類の直接搬入(申込み制)

- 搬入予定日の2週間前までに役場住民環境課の窓口で、申込みをしてください。
- 搬入品目: かわら・コンクリート(無筋)・陶磁器類・ブロック(無筋)・タイル
- 搬入場所: 御高町一般廃棄物埋立処分場
- 搬入日: 毎月第2金曜日・第4日曜日
- 搬入時間: 午前9時から午後4時まで
- 搬入方法: 各家庭から処分場まで直接搬入してください。
- その他: 投棄する前に住民環境課職員が投棄物を確認に伺います。業者解体による建築廃材は搬入できません。業者に引取りをお願いします。
- 手数料: 搬入量により料金が異なります。詳しくは住民環境課までお問い合わせください。



電池(車両用を除く)・蛍光管・水銀体温計

- 電池は御高町役場・各地区公民館の回収箱へ直接入れてください。
- 充電式電池はガムテープ等で絶縁し、回収箱へ直接入れてください。
- 蛍光管・水銀体温計は回収箱へ割らずに直接入れてください。割ってしまったものは袋に入れ、回収箱へ入れてください。
- (注) LED電球は回収箱に入れることができますが、白熱電球は不燃ごみガラス類として出してください。

小型家電リサイクル

- スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン、ゲーム機等、縦15cm未満、横40cm未満、奥行30cm未満で回収ボックスに入る小型家電製品。(以下の品目を除く。)
- ※家電6品目は下記のとおり家電リサイクルに出してください。
- ※製品に木が使われているもの(時計、スピーカーなど)は不燃ごみ金物類として出してください。
- 御高町役場、上之郷・中・伏見公民館に設置してある回収ボックスに入れてください。
- 回収ボックスに入らない大きさの家電製品は対象外になります。
- 個人情報が入っているものは、必ず削除してから出してください。
- 町と協定を結んだ業者による宅配回収もできます。詳細は下記になります。
- リネットジャパンリサイクル株式会社
電話 0570-085-800 10:00~17:00
URL: <http://www.renet.jp>

家電6品目リサイクル

- テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫や洗濯機、衣類乾燥機はごみで出すことができません。
- 購入したお店又は町の許可を受けた収集業者に依頼するか、直接指定取引場所等へ搬入してください。
- 町と協定を結んだ業者による自宅訪問回収もできます。詳細は下記になります。
- (家電リサイクル法に基づき回収品目・サイズに応じたリサイクル料金と収集運搬料金が必要です)
- SGムービング株式会社
電話 0570-056-006 10:00~17:00
URL: <https://www.renet.jp/sg-renet/>
- 一般廃棄物収集許可業者 (株)橋本ひまわりクリーンセンター 0574-43-8211
指定取引場所 東海西濃運輸(株)岐阜東濃支店 0572-57-9015
小森産業(株) 0574-54-1283

